

## 定款（抜粋）/入会にあたって ～「第2章：会員」より～

### （種 別）

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 軽仮設賃貸業を営むもので本協会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した者

2. 前項の会員のうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

### （入 会）

第6条 本協会の会員として入会しようとする者は、理事会で定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を事業年度別に作成し、定款とともに主たる事務所に備え置くものとする。

### （入会金及び会費）

第7条 正会員は、総会の議を経て、別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会の議を経て、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

3. 既納の入会金、会費は如何なる場合も返還しない。

### （任意退会）

第8条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

### （除 名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる

(1) 定款又はこれに基づく規程に違反する行為があった場合。

(2) 本協会の事業を妨害し、又は本協会の名誉を傷つける行為があった場合。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の場合、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3. 第1項による除名が決議されたときは、除名した会員に対し、その旨を書面により通

知するものとする。

### (会員の資格喪失)

第10条 会員は前2条のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 3ヶ月以上入会金を滞納し、又は2年以上会費を滞納したとき。

2. 会員が会員資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

定款(抜粋)/本協会の目的 ～「第1章:総則」より～

### (目的)

第3条 本協会は、軽仮設賃貸業に関する調査研究及び指導を行うとともに、建設工事に必要な軽仮設材に関する調査研究及び技術開発を行い、その成果の普及に努め、建設産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軽仮設賃貸業に関する調査研究及び指導
- (2) 軽仮設材の品質の改良及び安全性の確保に関する調査研究
- (3) 軽仮設材に関する新工法、新技術の調査研究及び開発
- (4) 軽仮設賃貸業に関する講習会、研修会の開催
- (5) 軽仮設賃貸業に関する情報の交換及び広報活動
- (6) 軽仮設賃貸業に関し関係機関への協力、要望等
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項に規定する事業については、日本全国において実施するものとする。

定款細則(抜粋)/入会金及び会費

### (入会金)

第3条 正会員の入会金は次のとおりとする。

1社あたり10万円

### (登録)

第4条 正会員は、その本社及び支店営業所等の所在地の支部に登録しなければならない。

2. 賛助会員は、本部賛助会員として本部に登録する。但し、特定支部について登録を希望する者は、支部賛助会員として扱う。

### (会 費)

第5条 正会員の会費は1社あたり月額30,000円とし、1事業所あたり月額15,000円を加算するものとする。但し、同一都道府県内に限り複数の登録は1事業所とみなす。

2. 本部賛助会員の会費は月額10,000円とする。支部賛助会員の会費も同額とする。

### (入会金及び会費の納入時期)

第6条 入会金は、入会が承認された後、1ヶ月以内に納入しなければならない。

2. 会費を1回払いとする場合は、その全額を4月末日までに納入するものとする。

3. 会費を2回払いとする場合は、4月から9月までの上半期の額を4月末日までに、10月から翌年3月までの下半期の額を10月末日までにそれぞれ納入するものとする。

4. 年度の中で入会した会員の会費は、月割で計算する。